

通告1番、4番議員清水亜樹君。

4 番 4番議員、清水亜樹です。

通告に従い、聴覚障がい者意思疎通の取組みについて質問をいたします。

はじめに、間宮町長におかれましては、12月21日の任期満了で退任を表明されております。平成10年12月に就任以来、来月21日任期満了まで5期20年の長きにわたり町政を担っていただきました。社会福祉の向上、町の発展のため町政運営に取り組んでこられ、町行政の先頭に立って御尽力いただきましたこと、心から敬意を表したいと思います。

間宮町長におかれましては、最後の定例会となりますし、最後の一般質問となります。さまざまな思いがありますが、質問に入ります。

障がいのある人もない人も、お互いに人間らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現が求められています。聴覚に障がいがある方の重要なコミュニケーションの一つの手段として手話があります。手話は手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の人が互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語であります。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまでろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきましたが、過去には口の形を読み取り、意思を発音して、または発生する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もありました。その後、平成18年12月の国連総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国ではこれを批准しました。この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産であり、手話に対する理解の促進が期待されています。

そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにし、各自治体では手話言語条例の制定が進み、現在では194の自治体が制定しています。神奈川県では、平成26年12月に手話の普及等に関する施策を推進、共生することのできる地域社会を実現するため、神奈川県手話言語条例を制定しております。

また、平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、本町でもその対応要領を策定していただきました。その中では、権利の条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務または事業を行うに当たり、個々の場面において障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施を行う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとな

らないよう、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うとあり、法では合理的配慮の提供を義務づけられております。

町に住む聴覚に障がいをお持ちの方が、安心して日常生活や社会生活が送れるよう、情報アクセシビリティの向上を目指すとし、質問をいたします。

1、町の手話通訳者登録派遣制度を導入する考えを伺います。

2、障害者総合支援法では、手話奉仕員の養成が市町村の必須事業とされていますが、奉仕員養成の状況を伺います。

3、神奈川県手話言語条例では、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力とありますが、本町及び学校における取り組みを伺います。

以上、登壇での質問といたします。

議
町

長 答弁願います。

長 通告1番、清水巫樹議員の、「聴覚障がい者意思疎通の取り組みについて」というような御質問でございますが、まず1点目でございますが、聴覚障がい者に対する情報保障を提供する手段といたしまして、町では申請に基づき、要約筆記者や手話通訳者を派遣する事業を実施しております。

現在、人材が豊富で全県的な組織である神奈川県聴覚障害者福祉協会に手話通訳者、または要約筆記者の派遣コーディネートを依頼しておるところでございますが、今般、意思疎通支援事業をさまざまな角度から洗い直し、課題を整理していく中で、本町独自に制度を構築し、手話通訳者及び要約筆記者の登録派遣を導入することといたしました。

登録いただける手話通訳者の人数にもよりますが、利用を希望される方との日時、場所等が合致すれば、現状の申請期間の短縮が期待され、意思疎通支援を切に必要とされる方々のさらなるお役に立てるものと考えておるところであります。

2点目の御質問でございますが、平成29年度において手話奉仕員養成研修講座を足柄上地区1市5町共同で開催をいたしました。この講座は、5月から翌平成30年3月にかけて、原則週1回、全40コマで構成をされ、受講者は全体で24名、本町からは3名の方に受講していただいたものでございます。3名とも講座の修了証が交付されたということでございます。

講座修了者の中からは、さらに研さんを積んでいただき、神奈川県の実験に合格され、その後、手話通訳者としていずれ活躍される方もあられることを期待しております。

また、手話奉仕員の養成につきましては、貴重な人材の量的裾野を広げることのみならず、手話に対する正しい理解、普及につながることを思っておるところでございます。

奉仕員養成は、厚生労働省認定養成カリキュラムが80時間とされており、先に申し上げたとおり、開設期間が長期にわたることから、町単独での開催は困難であると言わざるを得ません。平成29年度の講座同様、今後も定期的で計画的な広域自治体開催に向けて、関係団体と協議してまいり、実現できるような、そんな取り組みをしてもらえればと思っておるところでございます。

3点目の御質問でございますが、現状におきましては、県との連携・協力による施策の推進として顕著な事業の展開や啓発活動等は行っていないということが実情であります。このような現状を踏まえまして、今後はさまざまなイベントなど、広く町民が参加する機会を捉え、県の支援を得ながら、手話に関する知識を広め、正しい理解者の裾野が広がるよう、周知に努めてまいりたいと、そんな考えでございます。

一方、学校における取り組みでございますが、小学校では主に4年生で実践しており、現在、国語科の教科書「だれもが関わりあえるように」という単元で、「手と心で読む」という資料を使って学習しております。これは目の不自由な人による点字の利用についてまとめた手記でございますが、資料をもとにさらに調べてみたいことを決め、実際に調べて発表する学習活動であり、その中で耳の不自由な人と伝え合う方法である手話について扱われております。

また、昨年度は、総合的な学習の時間で「共に生きよう」という単元を設け、国語科の発展から社会福祉協議会や点字ボランティア、日本盲導犬協会や手話サークルと連携をし、ワークショップを開催した学校もありました。その手話教室では、手話での挨拶や指文字による自己紹介、手話による友達との簡単な会話を体験することで、手話を身近に感じ、挨拶で使うなど、日常的に取り組む児童が増えたと伺っております。

なお、この取り組みにつきましては、神奈川県教育委員会が作成した手話学習の実践事例集にも掲載されました。この事例集は、平成27年に施行された神奈川県手話言語条例にのっとり策定された神奈川県手話推進計画に基づき、手話学習の取り組みへの参考になるようにと、県内の実践事例を取りまとめたものであります。毎年更新され、県のホームページ上からも閲覧できるようになっております。

続きまして、中学校では、以前、ボランティア部があり、その中で手話を扱うことはありましたが、平成28年度以降は、学校全体でボランテ

ィア活動に取り組むようになったため、手話に特化してということはなくなりまして。しかしながら、自治会、幼稚園、小学校等に呼びかけをすることで、平成29年度には35カ所で127名の生徒がボランティア活動に参加しており、地域のさまざまな人とかかわる機会が増えております。その上で、手話や点字などを利用するハンディキャップのある方々と接する機会があれば、積極的にかかわり、今までの学びを生かしてほしいものだと考えておるところでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

- 4 番 一つ明確な御答弁をいただきました。びっくりしているんですけども、耳に障がいがある方、聴覚に障がいがある方、また当事者の方にとっては、本当に安心したのではないかなと。また、心で喜んでいるのではないかなというふうに思いました。

私も6月に障がい者のスポーツの関係で質問をさせてもらったときに、町長の言葉で答弁いただきました。そのときに盲人マラソンの伴走をしたことがある旨のお話をされたり、そのときに町民大会でその障がいを持っている方が参加できるようなことを担当の課に申し入れたということで、ことしは残念ながら町民大会が雨で中止になってしまいましたけれども、私も言った以上、ぜひ参加をしたいと思ひまして、そのプログラムを見たときに、お昼の時間にいい汗をかこうという誰でも参加ができるマラソンの種目があったんですけれども、そここのところに介助者が必要な方は事前に申し出てくださいという文言が入っていました。ここが変わった部分なんだなということを感じまして、私も、ちょっと走るの苦手なんですけれども、ぜひ参加したいということで、担当課にお願いして、伴走をつけていただこうというようなことでお願いしたんですけれども、その文言が出てきたときには本当にうれしかったです。一歩ずつでも、少しずつでも、こういうふうに障がい者に対しての理解が進んでいくということは本当にうれしいことだなというふうに思いました。

私は、この微妙な時期というか、町長が交代される時期にこういった質問をするというのも、私は間宮町長のときに、この今回の聴覚障がい者の大きな課題のところを進めていただきたかった。そんな願いで今回させてもらいました。

一つに、この制度を導入していくことについて少し再質問をさせていただきます。

この制度を導入するに当たって、要綱を作成していかなければいけないと思うんですけれども、派遣の要綱と募集の要綱を策定していかなければ

ればいけないと思います。それと手話通訳者の募集が必要になってきます。この辺の時期についてお伺いしたいと思います。

介護福祉課長 ただいま町長の答弁にございましたように、町独自の登録派遣制度を行うと意思決定をいたしました。実施要綱は現状でもあるわけですが、この改定については、意思決定した以上、早急に取り組む所存でございます。

また、通訳者の募集等に関しましても、要綱の改定作業終了後、直ちに行いたいと、かように考えております。

以上です。

4 番 そうすると、まだこれから取り組むということになりますけれども、めどとして実施の時期、町での登録派遣制度の実施の時期を伺いたいと思います。

介護福祉課長 実施時期につきましては、来年当初からの実施ということで予定させていただきますが、条件さえそろいますれば、年度途中でも始めたいなと考えております。

以上です。

4 番 来年4月から実施ができればということで、承知をいたしました。聴覚に障がいのある人には、この制度というのは本当に待ち望んでいた制度で、よりよい制度にしていきたいと思いますので、ちょっと中身についても確認をしたいと思います。

現行の要綱の第4条のところには、要件というものがあって、学校現場とか医療機関での受診のときとか、その要件が書いてあるんですけども、この要件の中に一つ検討していただきたいなというふうなことを思っていることがあります。町内のボランティア団体とか、町民の団体ですね、そういった場の会合とか会議等、この辺も要綱にぜひ取り入れてもらいたいなというふうに思うんですけども、ぜひ要綱策定のときにその辺、検討していただけないかなというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞きします。

介護福祉課長 ただいまの質問に関しましては、現行の要綱、第4条の第5号に、その他社会生活上必要な事項であって町長が適当と認めることという文言がございます。この条文によって、柔軟に今までも対応させていただいてきたというところで認識しておるところでございますが、改定要綱におきましては、派遣可能な場合を載せるのではなくて、例えば、公序良俗に反するものには派遣できないというような禁則条件というような条文を掲げる方法も一つあるのかなというように考えております。いずれの方法がよろしいのかというところは今後検討させていただくこ

といたしましたので、ただいま町内の会議等の条文ということでお話がございましたので、せつかくつくる以上は、幅広く使えて、利便性のある要綱にしたいと思っておりますので、今後それに向けて取り組みたいと思っております。

以上です。

- 4 番 やはり聴覚に障がいをお持ちの方、そういった社会参加という意味で、そういったところに、本来ならば主催者側が手話通訳者を依頼するというような形になっているかと思うんですけども、そうなるとなかなか費用面とかで参加がしづらくなる。そういったような課題もありますので、ぜひその辺は、今の課長の答弁ですと、要するに柔軟に対応していただけるというふうに解釈をいたしました。ぜひとも幅広く利用ができるような、そういったような制度にしていきたいなというふうに思っています。

この制度が導入されますと、もう一つ聴覚の障がいを持ったの方の課題が解決に向けて大きな一歩が進んだのではないかなということが一つあります。私たち、耳が聞こえる者は当たり前のように病気がなり、けがなりをした場合に119番通報、電話をかけることができます。聴覚に障がいがある方は、自宅にいればファクスで119番の救急依頼をかけるような今、仕組みになっております。外出先ではさまざまな課題があって、今、国でそういったテクノロジーを使ったような形でスマートフォンでのネット119緊急通報システムとか、この辺は2020年までに整備を進めると各自治体の消防組合等に導入を進めているというような、今の臨時国会でそのような総理の答弁がありました。

ですけれども、救急車を依頼して救急車が来たとしても、医者とのコミュニケーション、自分の症状を伝える、また自分の症状がどんな状態なのかというのを医者から聴覚障がい者の方に伝えるという手段は現在ありません。そういった部分で考えると、今、小田原市では小田原市の登録派遣制度の手話通訳者の名簿が小田原市の消防組合に届いていて、通報と同時に消防のほうから病院に手話通訳者を派遣するという仕組みになっております。ただ、現行ほかの自治体ではそういった仕組みがありませんので、その辺が聴覚障がい者にとってはすごく不安な部分であります。

今回、この制度が導入されれば、町と手話通訳者の派遣登録が可能になると、そういったことも進んでくるのかなというふうに思いますけれども、この辺は自治体独自でやるのか、またこれは5町とか、1市5町

になるのかわかりませんが、広域的に考えていくのか、この辺の
お考えが現在あるのかどうか、その辺をお聞きいたします。

介護福祉課長 議員、今おっしゃられたとおり、足柄上郡1市5町は、小田原消防へ
事務委託という形で行っております。一つ一つの市町が協定を締結する
と、こちらの手話通訳の関係の協定を締結するということは、消防業務
にも支障が出かねないのではないかと、ひとつ考えるところでございま
す。

本町がこの登録派遣制度を実施するということになれば、1市5町の
足並みがそろえるのかなと思います。こちらは、やはり広域的な課題だと捉
えて、1市5町で検討の場を設けた中で、小田原市消防との協定締結に
向けた話をしていきたいと思っております。実際に聴覚に障がいをお持ち
の方は最も身に迫る、不安だと私どもも感じるところであります。不
安解消につなげるような方向で、1市5町で検討の場を設けてまいりたい
と、このように考えます。

以上です。

4 番 ぜひとも当事者、聴覚に障がいのある方の不安を早く、早期に取り除
いていただけたらなというふうに思います。この制度導入という
ことが、非常に今回、明確な答弁をいただいてありがたいなというふう
に思うんですが、ぜひともすばらしい制度にさせていただければと、検討
していただき、進めていただきたいなというふうに思います。

続いて、次の質問もこの制度にもかかわってくるんですけども、こ
の制度の導入に当たっては、やはり手話通訳者の人材確保というものが
課題になってくるかと思えます。町内でも今、手話通訳者の方は1名し
かおりません。先ほど答弁の中でも養成講座を昨年、5町で実施をされ
たということで、全体で24名の方が受講されて、町内でも3名の方が受
講されたということで、今後、特に町内の3名の方に関して、何かしら
町としてステップアップを、県の資格をとるのに対してのフォロー、そ
ういったものを支援等をしていかれるのか、また何か今後、そういった
方の活用というか、活動の場を考えてられるのか、その辺をお伺い
いたします。

介護福祉課長 町長答弁にございましたように、本町、29年度の講座修了証の交付を
受けた方が3名ということでございます。実際のところ、現状でその後
の、その3名の方の活動等については把握していないというところが実
情でございます。今後は、せっかく身につけられた技術でございませ
んで、手話グループにつなぐなどの配慮もしていかなければならないとは
感じております。

その後のフォローアップ、町として現状では考えておりませんし、またひとつ町の登録制度というのは、手話奉仕員の登録制度というのをひとつ考えていかなければならない課題だとは感じております。また、手話奉仕員はどのように活用していくか、どちらも根本的な課題になるかと思えます。とにかくせっかく学んでつかみとられた技術でございまずので、無駄にすることなく研さんしていただきたいと、かように考えまして、今後の町はどのように取り組んでいくかというのはひとつ課題として私どもも扱っていききたいと、このように考えます。

以上です。

- 4 番 養成講座の内容をお聞きしますと、週1回ペースで年間40回だったか、そのぐらい、非常に充実した内容の講座をやられたということで、学んだ方に関しても、せっかくやられたことなので、ぜひとも通訳者の資格を取っていただけたらというふうに思いますけど、またこの町独自の通訳者登録制度ができれば、そういった方も一層資格を取るという意志が強くなるのかなというふうな部分があります。

この養成講座については、今年度はたしかやられていないと思うんですけども、今後、これはまた継続して行われていくのか、その辺伺いたいと思います。

介護福祉課長 先ほど町長答弁の中でもございましたように、やはり効率的な実施方法としては、広域開催が有意義なのかなと思っております。29年度の講座、1コマごとの内容を申し上げますと、18時30分から20時まで学習いただいて、その後、その日の学び等を振り返りながら、1コマの時間は2時間ぐらいだったと聞いております。

また、講師を務めていただいた皆さんも大変熱心にやっていただいたということで、講座の開催については1市5町の職員が順番制でその講座に参加いたしたというような状況がございました。時には、これは講座の開始頃にはやはり準備からいろいろな講師とのお話をしますと、帰って来るのが9時半だったというようなときもあったようでございます。そうしますと、やはり広域開催というのが大変有意義なのかなというところを感じるところでございますので、今後も先ほどの救急体制と同じく、1市5町での協議の場を設けて定期的、計画的にこの養成講座は実施していくというような方向で進めてまいりたいと思います。

以上です。

町長 この手話通訳者と奉仕員の関係ですが、23日に町の福祉みんなのつどいがあるわけでございますが、あれも回を重ねて長くなってきたわけでございます。あれを開催した当初、私もかわりを持っておりました。

当時は手話通訳のボランティアの組織がやっていたんですが、やはり手話通訳制度ができて、手話通訳者がきちっとやらなければならないというようなことになりましたので、いわゆるボランティアの方たちが出る場面というのがなくなってしまったというようなことで、弱体化をしてきたと。また、ある面では奉仕員を養成しても、また正式なそういうふうな出番がない。レベルアップをしていく機会が、手話通訳者になるしかないというようなかえって道になってしまったんじゃないかなと。この辺のところは奉仕員の出番もなくなってしまったというところで、ちょっと課題があるのかなと。奉仕員がいろいろ出番があって、そして手話通訳者としての資格をとろうというふうな意欲が出てくるような制度になれば、もう少し奉仕員から手話通訳者になれる方が出てくるんじゃないかなと、この辺のところ、何かいい方法が生み出せればなと、そんな思いでございます。

- 4 番 確かに町長の言われるとおりであって、ぜひとも、この制度がよいものになるように、町と社協、手話のサークル、また町民と連携をとりながら、活躍ができる場とか、町民の皆さん、また学校現場においてもこの普及をしていただいて、聴覚障害者の情報アクセシビリティ、また社会参加ができるよう、障がいがあってもなくても、ともに生きる社会の実現に向けて取り組んでいていただきたいなと、こういうふうに願って質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議 長 以上で、4番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。